【届出書を記入するにあたっての注意事項】

１．この届出書は、出産予定月の６ヶ月前から提出することができます。
　　また、出産後に提出することでも構いません。

２．出産後にこの届出書を提出する場合は、出産日を記入してください。
　　なお、以前加入していた医療保険者に産前産後期間の保険料軽減について届出していた場合は、その際に届け出た出産予定日又は出産日を記入してください。

３．届出にあたっては、この届出書に次の書類を添付してください。
　　① 出産予定日（又は出産日）を確認することができる書類
　　② 単胎妊娠又は多胎妊娠の別を確認することができる書類

４．第２種組合員（又は第２種組合員の家族）が免除を受ける場合は、勤務先の第１種組合員の署名捺印も必要になります。

※申請内容に不備があった場合、確認が必要な点があった場合は、ご連絡させていただきます。場合によっては、追加の添付書類をご提出いただくこともあります。
※産前産後期間も、一旦通常通りの保険料を賦課・徴収いたします。出産後２ヶ月を経過した後に、４ヶ月分（又は６ヶ月分）の保険料をまとめて還付いたします。
※免除が決定した後、組合から対象の組合員並びに事業主（第１種組合員）宛てに「保険料減免決定通知書」をお送りいたします。保険料の調整（還付）は、免除が決定した月の翌月になります。

ご不明な点がございましたら、国保組合事務局までご連絡願います。

千葉県歯科医師国民健康保険組合
℡　043-246-0876・241-6474